

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する
規程

平成26年4月1日規程第308号

平成27年3月27日改正

平成30年9月7日改正

令和2年2月14日改正

令和5年3月24日改正

令和6年3月15日改正

令和7年3月28日改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 等級別標準職務（第3条）
- 第3章 等級別資格基準（第4条—第9条）
- 第4章 新たに職員となった者の職務の等級及び号給（第10条—第17条）
- 第5章 昇格及び降格（第18条—第22条）
- 第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動（第23条—第26条）
- 第7章 昇給（第27条—第31条）
- 第8章 特別の場合における号給の決定（第32条—第34条）
- 第9章 雜則（第35条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める場合を除き、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方独立行政法人市立吹田市民病院吹田市民病院に勤務する職員で、給与規程第4条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という）の適用を受ける者

をいう。

- (2) 昇格 職員の職務の等級を同一の給料表の上位の職務の等級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の等級を同一の給料表の下位の職務の等級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数(第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。)をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の等級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の等級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の等級を決定する場合に必要な1等級下位の職務の等級における在級年数をいう。

第2章 等級別標準職務

(等級別標準職務)

第3条 給与規程第4条第2項に規定する職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

2 理事長を兼務する職員のうち、別表第1に標準的な職務の内容が無い場合は病院長の職務を適用とする。

第3章 等級別資格基準

(等級別資格基準表)

第4条 職員の職務の等級を決定する場合に必要な資格は、この規程において別に定める場合を除き、別表第2(以下「等級別資格基準表」という。)に定めるとおりとする。

(等級別資格基準表の適用方法)

第5条 等級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種及び学歴免許等の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する等級別資格基準表の職務の等級の欄に定める上段の数字は当該職務の等級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の等級に決定するための必要経験年数を示す。

2 等級別資格基準表の学歴免許等の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等に応じて適用するものとし、当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については

、等級別資格基準表において別に定める場合を除き、別表第3（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等以外の学歴免許等によることがその者に有利である場合には、その学歴免許等に応じた区分によることができる。

3 前項の場合において、その者に適用される等級別資格基準表の職種の区分に対応する最も低い学歴免許等の区分より下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する学歴免許等の区分の適用については、当該最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

第6条 等級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、等級別資格基準表の学歴免許等の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 等級別資格基準表の学歴免許等の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4（以下「経験年数換算表」という。）に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第7条 職員に適用される等級別資格基準表の学歴免許等の区分に対して別表第5（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（経験年数の取扱いの特例）

第8条 等級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第9条 次の各号に掲げる職員に等級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の等級の在級年数として取り扱うことができる。

（1） 第16条又は第17条の規定の適用を受けた職員 他の職員との均衡を考慮して理事長が定める期間

（2） 第23条第1項又は第25条第1項に規定する異動をした職員 他の職員との均

衡及びその者の従前の勤務状況を考慮して理事長が定める期間

第4章 新たに職員となった者の職務の等級及び号給

(新たに職員となった者の職務の等級)

第10条 新たに職員となった者の職務の等級を決定する場合に必要な資格は、等級別資格基準表に定めるとおりとする。ただし、等級別資格基準表の学歴免許等の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後のその者の経歴の年数については、経験年数換算表に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(新たに職員となった者の号給)

第11条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の等級の号給が別表第6（以下「初任給基準表」という。）に定められている職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の等級の号給が初任給基準表に定められない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の等級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給

(2) 初任給基準表の職種の欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表の職種の区分に対応する最も低い学歴免許等の区分より下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の等級の最低の号給

2 職務の等級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第13条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができます。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種、学歴免許等及び年齢の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基

準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給の欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、初任給基準表の号給とすることができます。

(経験年数を有する者の号給)

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定によるその者の号給（前条の規定による号給を含む。）の号数に、当該経験年数の月数を15月（5年までの経験年数の月数については、12月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができます。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者及び正規の試験に準ずる試験として理事長が定める試験の結果に基づき選択されて職員となった者 その者の採用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2) 前号に掲げる者以外の者のうち、特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職務と同等と認められる職務に採用された者で、同号に掲げる者に準じて取り扱うことが適當であると理事長が認めるもの その者の職務に有用な免許その他の資格（前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(3) 前2号に掲げる者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数（第11条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。）が職務の等級の最低の号給である者

にあっては、等級別資格基準表に定めるその職務の等級についての必要経験年数を超える経験年数)

2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、第6条から第8条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給)

第15条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分より下位の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の職務の等級及び号給)

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて新たに職員となった者の職務の等級及び号給について、第10条及び前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の職務の等級及び号給を決定することができる。

(1) 地方公務員

(2) 国家公務員

(3) 理事長が前2号に準ずると認める者

(特殊の職務に採用する場合の職務の等級及び号給)

第17条 特殊の技術、経験等を必要とする職務に職員を採用しようとする場合において、職務の等級及び号給の決定について第10条、第14条及び第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときには、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て、その者の職務の等級及び号給を決定することができる。

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その者の勤務状況が良好であることが明らかでなければならない。

2 職員を昇格させた場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の等級を1等級上位の職務の等級に決定するものとする。

- 3 昇格は、現に属する職務の等級に1年以上在級していない職員について行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 勤務状況が特に良好である職員を昇格させる場合は、等級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ等級別資格基準表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、事務職等給料表、医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の等級が7等級であるものについては、理事長が定める基準を満たす場合、等級別比較基準表に定める必要経験年数及び必要在職年数を満たさない場合であっても昇格させることができる。

（上位資格の取得等による昇格）

第19条 職員が第14条第1項第1号又は第2号に掲げる者のいずれかに該当することとなり、又は等級別資格基準表の学歴免許等の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは等級別資格基準表に異なる資格基準の定めのある職種の区分の適用を受けることとなった結果、上位の職務の等級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じて職務の等級に昇格させることができる。

（特別の場合の昇格）

第20条 職員が生命をして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は身体若しくは精神に障害を有することとなった場合は、第18条の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て昇格させることができる。

（昇格の場合の号給）

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けっていた号給に対応する別表第7の昇格後の号給の欄に定める号給とする。

- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2等級以上上位の職務の等級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1等級上位の職務の等級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第19条の規定により職員を昇格させた場合その他これに準ずる場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として

受けるべき号給に達しないときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、別に定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第22条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けている号給に対応する別表第9の降格後の号給の欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2等級以上下位の職務の等級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1等級下位の職務の等級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の等級)

第23条 職員の給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職務に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、等級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の等級にとどまらせるものとする。

- 2 勤務状況が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、等級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ等級別資格基準表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第24条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となった時(免許等を必要とする職務に異動した者にあっては、その免許等を取得した時)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務状況を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合

に異動の日に受けることとなる号給

(2) その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者 前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第21条及び第22条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の等級)

第25条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の等級は、その異動後の職務に応じ、等級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第23条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の等級を決定する場合に準用する。

(給料表の適用を異にする異動した職員の号給)

第26条 第24条第1項及び第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

第7章 昇給

(昇給日)

第27条 給与規程第6条第1項の規程で定める日は、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(昇給の号給数の決定の基礎となる期間)

第28条 給与規程第6条第1項の事務職等給料表及び医療職給料表の適用を受ける職員についての規程で定める期間は、昇給日の属する年度の前年度1年間（以下「評価期間」という。）とする。

(昇給の号給数)

第29条 事務職等給料表及び医療職給料表の適用を受ける職員の給与規程第6条第1項の規定による昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては57歳）に達する日の

属する年度の末日までの間にある職員であって、評価期間に係る人事評価の評価結果が良好であるもの 4号給（給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員にあっては、1号給）

（2） 55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては57歳）に達する日の属する年度の末日までの間にある職員であって、評価期間に係る人事評価の評価結果がやや不良であるもの 4号給以下で理事長が定める号給数

（3） 55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては57歳）に達する日の属する年度の末日までの間にある職員であって、評価期間に係る人事評価の評価結果が不良であるもの 3号給以下で理事長が定める号給数

2 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第21条第3項、第24条第2項（第26条において準用する場合を含む。）若しくは第32条の規定により号給を決定された者であって、55歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては57歳）に達する日の属する年度の末日までの間にあるものの昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、前項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除して得た数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（理事長が定める職員にあっては、前項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で理事長が定める号給数）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）において理事長が定める日数を勤務していない職員の昇給の号給数は、あらかじめ理事長の定めるところにより定める。

4 前各項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の等級の最高の号給の号給数から当該昇給日の前日にその者が受けっていた号給（当該昇給日において職務の等級を異にする異動又は第23条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号給数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、前各項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（特別の場合の昇給）

第30条 第27条及び前条の規定にかかわらず、勤務状況が良好である職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他

特に必要があると認められる場合には、理事長の定める日に、理事長が定める号給数の昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第31条 この章の規定は、職務の等級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第8章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第32条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第21条第3項又は第24条第2項（第26条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は理事長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号給を上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第33条 就業規則第15条に基づき休職発令を受けた職員、若しくは理事長の許可を受け、組合の役員として専ら従事する職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第34条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を得て行うことができる。

第9章 雜則

(委任)

第35条 この規程に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年9月7日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

等級別標準職務表

1 事務職等給料表等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
1等級	局長又はこれに相当するものの職務
2等級	次長、室長又はこれらに相当するものの職務
3等級	参事又はこれに相当するものの職務
4等級	主幹又はこれに相当するものの職務
5等級	主査又はこれに相当するものの職務
6等級	主任又はこれに相当するものの職務
7等級	その他の職務

2 削除

3 医療職給料表（一）等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
1等級	(1) 病院長の職務
2等級	(1) 副院長の職務 (2) 特任副院長の職務

	(3) 診療局長の職務
3等級	(1) 診療局次長の職務 (2) 主任部長の職務 (3) 主任産業医の職務 (4) 部長の職務 (5) 高度の技術又は経験を必要とし、業務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められる職務
4等級	(1) 医長の職務 (2) 業務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と認められる職務
5等級	診療を行う医師の職務

4 医療職給料表（二）等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
1等級	局長又はこれに相当するものの職務
2等級	次長、室長又はこれらに相当するものの職務
3等級	参事又はこれに相当するものの職務
4等級	主幹又はこれに相当するものの職務
5等級	主査又はこれに相当するものの職務
6等級	主任又はこれに相当するものの職務
7等級	その他の職務

5 医療職給料表（三）等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
1等級	看護局長又はこれに相当するものの職務
2等級	総括参事又はこれに相当するものの職務
3等級	副看護局長又はこれに相当するものの職務
4等級	看護師長又はこれに相当するものの職務
5等級	副看護師長又はこれに相当するものの職務
6等級	主任又はこれに相当するものの職務
7等級	その他の職務

別表第2（第4条関係）

等級別資格基準表

1 事務職等給料表等級別資格基準表

学歴免許等	職務の等級						
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
大学卒	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	1 8	7	
						0	
短大卒	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	1 10	9	
						0	
高校卒	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	1 12	11	
						0	
中学卒	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	1 15	14	
						0	

2 医療職給料表（一）等級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の等級				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
医師	大学6卒	別に定める	別に定める	10 17	7	
					7	0

備考 この表の適用を受ける職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した日以後のものとする。

3 医療職給料表（二）等級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の等級						
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
薬剤師	大学6卒	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	1 6	5	
							0	
	大学卒	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	1 8	7	
							0	

診療放射線技師、 臨床検査技師、理	大学卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	7	
		める	める	める	める	8	7	0
学療法士、作業療 法士、視能訓練士、 言語聴覚士及び臨 床工学技士	短大3卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	8	
		める	める	める	める	9	8	0
栄養士	大学卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	7	
		める	める	める	める	8	7	0
	短大卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	9	
		める	める	める	める	10	9	0
歯科衛生士	短大卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	9	
		める	める	める	める	10	9	0
	高校専攻 科卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	10	
		める	める	める	める	11	10	0
公認心理師	大学6卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	5	
		める	める	める	める	6	5	0
	大学卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	7	
		める	める	める	める	8	7	0
	短大3卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	8	
		める	める	める	める	9	8	0
	短大卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	9	
		める	める	める	める	10	9	0
	高校卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	11	
		める	める	める	める	12	11	
	中学卒	別に定	別に定	別に定	別に定	1	14	
		める	める	める	める			

					15	14	
--	--	--	--	--	----	----	--

備考 この表の適用を受ける職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。

4 医療職給料表（三）等級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の等級						
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
助産師及び看護師	大学卒	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	1 8	7 0	
	短大卒	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	1 10	9 0	
准看護師	准看護師	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	1 13	12 0	
	養成所卒	める	める	める	める			

備考

- この表の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する准看護師養成所（保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する准看護婦養成所を含む。）の卒業を示す。
- この表の適用を受ける職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。

別表第3（第5条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程了	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 イ アに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了

		イ アに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
(3) 専門職学位 課程修了		学校教育法による専門職大学院専門学位課程の修了
(4) 大学6卒		ア 学校教育法による大学の医学又は歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。）の卒業 イ アに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
(5) 大学専攻卒		ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ アに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
(6) 大学4卒		ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ アに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 エ アからウまでに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ アからウまでに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(3) 短大1卒	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業

		イ アに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ アに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 イ アに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(3) 高校2卒	ア 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ アに相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 前号に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校、「准看護師学校」には保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含む。

別表第4（第6条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率	
公務員としての期間	同種とみなされるもの	100分の100
	同種とみなされないもの	100分の80

民間経歴	同種とみなされるもの	100分の100
	同種とみなされないもの	100分の80
正規の在学期間 (定められた修業年限)		100分の100
その他の期間	技能労務系職員	100分の50
	その他の職員	100分の25

別表第5（第7条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年
修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
専門職学位課程 修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学6卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

備考

1 学歴区分及び基準学歴区分に係る学歴免許等の資格については、それぞれ学歴

免許等資格区分表に定めるところによる。

- 2 この表に定める年数（修学年数の欄の年数を除く。）は、調整年数を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 等級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等の欄にこの表の学歴区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数の欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該等級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分の欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数の欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年をえた年数をもって、この表の修学年数の欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について任命権者が別段の定めをした職員については、任命権者が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6（第11条関係）

初任給基準表

1 事務職等給料表初任給基準表

学歴免許等	初任給	
	等級	号給
大学卒	7	25
短大卒	7	17
高校卒	7	9
中学卒	7	1

備考（削除）

2 削除

3 医療職給料表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	
		等級	号給
医師	大学6卒	5	17

4 医療職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	
		等級	号給
薬剤師	大学6卒	7	41
	大学卒	7	33
診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び臨床工学技士	大学卒	7	33
	短大3卒	7	29
栄養士	大学卒	7	33
	短大卒	7	25
歯科衛生士	短大卒	7	25
	高校専攻科卒	7	21
公認心理師	大学6卒	7	41
	大学卒	7	33
	短大3卒	7	29
	短大卒	7	25
	高校卒	7	17
	中学卒	7	9

備考 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。

5 医療職給料表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	
		等級	号給
助産師	大学卒	7	37
	短大3卒	7	33
看護師	大学卒	7	37
	短大3卒	7	33
	短大2卒	7	29
准看護師	准看護師養成所卒	7	17

備考

- 1 学歴免許等の欄の「准看護師養成所卒」については、別表第2第3項の表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものの初任給については、学歴免許等の区分が大学卒である者にあっては7等級33号給、短大2卒である者にあっては7等級29号給とする。

別表第7（第21条関係）

昇格時号給対応表

1 事務職等給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1	1

6	5	1	1	1	1	1
7	5	1	1	1	1	1
8	5	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10		1	1	1	1	1
11		1	1	1	1	1
12		1	1	1	1	1
13		2	1	1	1	1
14		2	1	1	1	1
15		2	1	1	1	1
16		2	1	1	1	1
17		2	1	1	1	1
18		3	2	1	1	1
19		3	3	1	1	1
20		3	4	1	1	1
21		3	5	1	1	1
22		4	5	2	2	1
23		4	6	3	3	1
24		4	6	4	4	1
25		4	7	5	5	1
26		4	7	6	6	1
27		4	8	7	7	1
28		4	8	8	8	1
29		5	9	9	9	1
30		5	9	10	10	1
31		5	10	11	11	1
32		5	10	12	12	1
33		5	11	13	13	1
34		5	11	14	14	1
35		5	12	15	15	1

36		5	12	16	16	1
37		5	13	17	17	1
38		5	13	18	18	1
39		5	13	19	19	1
40		5	13	20	20	1
41		5	14	21	21	1
42		5	14	22	22	1
43		5	14	23	23	1
44		5	14	23	24	1
45		5	15	24	25	1
46			15	25	26	1
47			15	26	27	1
48			15	27	28	1
49			15	28	29	1
50			15	29	30	1
51			15	29	31	1
52			15	30	32	1
53			15	30	33	1
54			15	31	34	2
55			15	31	35	3
56			15	32	36	4
57			15	32	37	5
58			15	33	37	6
59			15	33	37	7
60			15	34	38	8
61			15	34	38	9
62			15	35	38	10
63			15	35	39	11
64			15	36	39	12
65			15	36	39	13

66			16	37	40	14
67			16	37	40	15
68			16	38	40	16
69			16	38	41	17
70			16	38	41	18
71			16	38	41	19
72			16	38	42	20
73			17	38	42	21
74				38	42	22
75				38	43	23
76				38	43	24
77				38	43	25
78				38	44	26
79				38	44	27
80				38	44	28
81				38	45	29
82				38	45	30
83				38	45	31
84				38	45	32
85				38	46	33
86					46	33
87					46	34
88					46	34
89					47	35
90					47	35
91					47	36
92					47	36
93					47	37
94					47	38
95					47	39

96					48	40
97					48	41
98					48	41
99					48	42
100					48	42
101					48	43
102					48	43
103					49	44
104					49	44
105					49	45
106					49	45
107					49	45
108					49	45
109					49	45
110						46
111						46
112						46
113						46
114						46
115						47
116						47
117						47
118						47
119						47
120						48
121						48
122						48
123						48
124						48
125						49

126						49
127						49
128						49
129						49
130						50
131						50
132						50
133						50
134						50
135						51
136						51
137						51
138						51
139						51
140						52
141						52
142						52
143						52
144						52
145						52
146						52
147						52
148						52
149						53
150						53
151						53
152						53
153						53
154						53
155						53

156						53
157						53

2 削除

3 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受け ていた号給	昇格後の号給			
	1等級	2等級	3等級	4等級
1	1	1	1	1
2	2	1	1	1
3	3	1	1	1
4	4	1	1	1
5	4	1	1	1
6	4	1	1	1
7	4	1	1	1
8	4	1	1	1
9	4	1	1	1
10	4	1	1	1
11		1	1	1
12		1	1	1
13		1	1	1
14		1	1	1
15		1	1	1
16		1	1	1
17		1	1	1
18		1	1	1
19		1	1	1
20		1	1	1
21		1	1	1

22		1	2	1
23		1	3	1
24		2	4	1
25		2	5	1
26		2	6	1
27		3	7	1
28		3	8	1
29		3	9	1
30		3	10	1
31		4	11	1
32		4	12	1
33		4	13	1
34		5	14	1
35		5	15	1
36		5	16	1
37		5	17	1
38		5	18	2
39		5	19	3
40		5	20	4
41		5	21	5
42		5	21	6
43		5	22	7
44		5	22	8
45		5	23	9
46		5	23	10
47		5	24	11
48		5	24	12
49		5	25	13
50		5	25	13
51		5	26	13

52		5	26	14
53		5	27	14
54		5	27	14
55		5	28	14
56		5	28	15
57		5	29	15
58		5	29	15
59		5	29	15
60		5	30	16
61		5	30	16
62		5		16
63		5		16
64		5		17
65		5		17
66		5		17
67		5		18
68		5		18
69		5		19
70		5		
71		5		
72		5		
73		5		

4 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた号 給	昇格後の号給					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1	1

4	4	1	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1	1
6	5	1	1	1	1	1
7	5	1	1	1	1	1
8	5	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10		1	1	1	1	1
11		1	1	1	1	1
12		1	1	1	1	1
13		2	1	1	1	1
14		2	1	1	1	1
15		2	1	1	1	1
16		2	1	1	1	1
17		2	1	1	1	1
18		3	2	1	1	1
19		3	3	1	1	1
20		3	4	1	1	1
21		3	5	1	1	1
22		4	5	1	2	1
23		4	6	1	3	1
24		4	6	1	4	1
25		4	7	1	5	1
26		4	7	1	6	1
27		4	8	1	7	1
28		4	8	1	8	1
29		5	9	2	9	1
30		5	9	3	10	1
31		5	10	4	11	1
32		5	10	5	12	1
33		5	11	6	13	1

34		5	11	7	14	1
35		5	12	8	15	1
36		5	12	9	16	1
37		5	13	10	17	1
38		5	13	11	18	1
39		5	13	12	19	1
40		5	13	13	20	1
41		5	14	14	21	1
42		5	14	15	22	1
43		5	14	16	23	1
44		5	14	17	24	1
45		5	15	18	25	1
46			15	19	26	1
47			15	20	27	1
48			15	21	28	1
49			15	22	29	1
50			15	23	30	1
51			15	23	31	1
52			15	24	32	1
53			15	25	33	1
54			15	26	34	2
55			15	27	35	3
56			15	28	36	4
57			15	29	37	5
58			15	29	37	6
59			15	30	37	7
60			15	30	38	8
61			15	31	38	9
62			15	31	38	10
63			15	32	39	11

64			15	32	39	12
65			15	33	39	13
66			16	33	40	14
67			16	34	40	15
68			16	34	40	16
69			16	35	41	17
70			16	35	41	18
71			16	36	41	19
72			16	36	42	20
73			17	37	42	21
74				37	42	22
75				38	43	23
76				38	43	24
77				38	43	25
78				38	44	26
79				38	44	27
80				38	44	28
81				38	45	29
82				38	45	30
83				38	45	31
84				38	45	32
85				38	46	33
86					46	33
87					46	34
88					46	34
89					47	35
90					47	35
91					47	36
92					47	36
93					47	37

94					47	38
95					47	39
96					48	40
97					48	41
98					48	41
99					48	42
100					48	42
101					48	43
102					48	43
103					49	44
104					49	44
105					49	45
106					49	45
107					49	45
108					49	45
109					49	45
110						46
111						46
112						46
113						46
114						46
115						47
116						47
117						47
118						47
119						47
120						48
121						48
122						48
123						48

124						48
125						49
126						49
127						49
128						49
129						49
130						50
131						50
132						50
133						50
134						50
135						51
136						51
137						51
138						51
139						51
140						52
141						52
142						52
143						52
144						52
145						52
146						52
147						52
148						52
149						53
150						53
151						53
152						53
153						53

154						53
155						53
156						53
157						53

5 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた号 給	昇格後の号給					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1	1
6	5	1	1	1	1	1
7	5	1	1	1	1	1
8	5	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10		1	1	1	1	1
11		1	1	1	1	1
12		1	1	1	1	1
13		2	1	1	1	1
14		2	1	1	1	1
15		2	1	1	1	1
16		2	1	1	1	1
17		2	1	1	1	1
18		3	2	1	1	1
19		3	3	1	1	1
20		3	4	1	1	1
21		3	5	1	1	1

22		4	5	1	2	1
23		4	6	1	3	1
24		4	6	1	4	1
25		4	7	2	5	1
26		4	7	3	6	1
27		4	8	4	7	1
28		4	8	5	8	1
29		5	9	6	9	1
30		5	9	7	10	1
31		5	10	8	11	1
32		5	10	9	12	1
33		5	11	10	13	1
34		5	11	11	14	1
35		5	12	12	15	1
36		5	12	13	16	1
37		5	13	14	17	1
38		5	13	15	18	1
39		5	13	16	19	1
40		5	13	17	20	1
41		5	14	18	21	1
42		5	14	19	22	1
43		5	14	20	23	1
44		5	14	21	24	1
45		5	15	22	25	1
46			15	23	26	1
47			15	23	27	1
48			15	24	28	1
49			15	25	29	1
50			15	26	30	1
51			15	27	31	1

52			15	28	32	1
53			15	29	33	1
54			15	29	34	2
55			15	30	35	3
56			15	30	36	4
57			15	31	37	5
58			15	31	37	6
59			15	32	37	7
60			15	32	38	8
61			15	33	38	9
62			15	33	38	10
63			15	34	39	11
64			15	34	39	12
65			15	35	39	13
66			16	35	40	14
67			16	36	40	15
68			16	36	40	16
69			16	37	41	17
70			16	37	41	18
71			16	38	41	19
72			16	38	42	20
73			17	38	42	21
74				38	42	22
75				38	43	23
76				38	43	24
77				38	43	25
78				38	44	26
79				38	44	27
80				38	44	28
81				38	45	29

82				38	45	30
83				38	45	31
84				38	45	32
85				38	46	33
86					46	33
87					46	34
88					46	34
89					47	35
90					47	35
91					47	36
92					47	36
93					47	37
94					47	38
95					47	39
96					48	40
97					48	41
98					48	41
99					48	42
100					48	42
101					48	43
102					48	43
103					49	44
104					49	44
105					49	45
106					49	45
107					49	45
108					49	45
109					49	45
110						46
111						46

112						46
113						46
114						46
115						47
116						47
117						47
118						47
119						47
120						48
121						48
122						48
123						48
124						48
125						49
126						49
127						49
128						49
129						49
130						50
131						50
132						50
133						50
134						50
135						51
136						51
137						51
138						51
139						51
140						52
141						52

142						52
143						52
144						52
145						52
146						52
147						52
148						52
149						53
150						53
151						53
152						53
153						53
154						53
155						53
156						53
157						53

別表第8（第33条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
地方独立行政法人市立吹田市民病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3分の3以下
専従許可の有効期間	3分の2以下
地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の育児・介護休業等に関する規程に規定する介護休業の期間	2分の1以下

就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による負傷又は疾病によるものを除く。）の期間	
就業規則第15条第1項第2号（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）及び第3号の規定による休職	3分の3以下
就業規則第15条第1項第4号の規定による休職	理事長が定める率

備考 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける号給を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。

別表第9 (第22条関係)

降格時号給対応表

1 事務職等給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	1	12	17	21	21	53
2	2	17	18	22	22	54
3	3	21	19	23	23	55
4	4	28	20	24	24	56
5	9	45	22	25	25	57
6	9	45	24	26	26	58
7	9	45	26	27	27	59
8	9	45	28	28	28	60
9	9	45	30	29	29	61
10			32	30	30	62
11			34	31	31	63
12			36	32	32	64
13			40	33	33	65
14			44	34	34	66

15			65	35	35	67
16			72	36	36	68
17			73	37	37	69
18			73	38	38	70
19			73	39	39	71
20			73	40	40	72
21			73	41	41	73
22			73	42	42	74
23			73	44	43	75
24			73	45	44	76
25			73	46	45	77
26			73	47	46	78
27			73	48	47	79
28			73	49	48	80
29			73	51	49	81
30			73	53	50	82
31			73	55	51	83
32			73	57	52	84
33			73	59	53	86
34			73	61	54	88
35			73	63	55	90
36			73	65	56	92
37			73	67	59	93
38			73	85	62	94
39			73	85	65	95
40			73	85	68	96
41			73	85	71	98
42			73	85	74	100

43			73	85	77	102
44			73	85	80	104
45			73	85	84	109
46				85	88	114
47				85	95	119
48				85	102	124
49				85	109	129
50				85	109	134
51				85	109	139
52				85	109	148
53				85	109	157
54				85	109	157
55				85	109	157
56				85	109	157
57				85	109	157
58				85	109	157
59				85	109	157
60				85	109	157
61				85	109	157
62				85	109	157
63				85	109	157
64				85	109	157
65				85	109	157
66				85	109	157
67				85	109	157
68				85	109	157
69				85	109	157
70				85	109	157

71				85	109	157
72				85	109	157
73				85	109	157
74					109	157
75					109	157
76					109	157
77					109	157
78					109	157
79					109	157
80					109	157
81					109	157
82					109	157
83					109	157
84					109	157
85					109	157
86						157
87						157
88						157
89						157
90						157
91						157
92						157
93						157
94						157
95						157
96						157
97						157
98						157

99						157
100						157
101						157
102						157
103						157
104						157
105						157
106						157
107						157
108						157
109						157

2 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けている号給	降格後の号給			
	2等級	3等級	4等級	5等級
1	1	23	21	37
2	2	26	22	38
3	3	30	23	39
4	10	33	24	40
5	10	73	25	41
6	10	73	26	42
7	10	73	27	43
8	10	73	28	44
9			29	45
10			30	46
11			31	47
12			32	48
13			33	51

14			34	55
15			35	59
16			36	63
17			37	66
18			38	68
19			39	69
20			40	69
21			42	69
22			44	69
23			46	69
24			48	69
25			50	69
26			52	69
27			54	69
28			56	69
29			59	69
30			61	69
31			61	69
32			61	69
33			61	69
34			61	69
35			61	69
36			61	69
37			61	69
38			61	69
39			61	69
40			61	69
41			61	69

42			61	69
43			61	69
44			61	69
45			61	69
46			61	69
47			61	69
48			61	69
49			61	69
50			61	69
51			61	69
52			61	69
53			61	69
54			61	69
55			61	69
56			61	69
57			61	69
58			61	69
59			61	69
60			61	69
61			61	69
62			61	
63			61	
64			61	
65			61	
66			61	
67			61	
68			61	
69			61	

70			61	
71			61	
72			61	
73			61	

3 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	1	12	17	28	21	53
2	2	17	18	29	22	54
3	3	21	19	30	23	55
4	4	28	20	31	24	56
5	9	45	22	32	25	57
6	9	45	24	33	26	58
7	9	45	26	34	27	59
8	9	45	28	35	28	60
9	9	45	30	36	29	61
10			32	37	30	62
11			34	38	31	63
12			36	39	32	64
13			40	40	33	65
14			44	41	34	66
15			65	42	35	67
16			72	43	36	68
17			73	44	37	69
18			73	45	38	70
19			73	46	39	71
20			73	47	40	72

21			73	48	41	73
22			73	49	42	74
23			73	51	43	75
24			73	52	44	76
25			73	53	45	77
26			73	54	46	78
27			73	55	47	79
28			73	56	48	80
29			73	58	49	81
30			73	60	50	82
31			73	62	51	83
32			73	64	52	84
33			73	66	53	86
34			73	68	54	88
35			73	70	55	90
36			73	72	56	92
37			73	74	59	93
38			73	85	62	94
39			73	85	65	95
40			73	85	68	96
41			73	85	71	98
42			73	85	74	100
43			73	85	77	102
44			73	85	80	104
45			73	85	84	109
46				85	88	114
47				85	95	119
48				85	102	124

49				85	109	129
50				85	109	134
51				85	109	139
52				85	109	148
53				85	109	157
54				85	109	157
55				85	109	157
56				85	109	157
57				85	109	157
58				85	109	157
59				85	109	157
60				85	109	157
61				85	109	157
62				85	109	157
63				85	109	157
64				85	109	157
65				85	109	157
66				85	109	157
67				85	109	157
68				85	109	157
69				85	109	157
70				85	109	157
71				85	109	157
72				85	109	157
73				85	109	157
74					109	157
75					109	157
76					109	157

77				109	157
78				109	157
79				109	157
80				109	157
81				109	157
82				109	157
83				109	157
84				109	157
85				109	157
86					157
87					157
88					157
89					157
90					157
91					157
92					157
93					157
94					157
95					157
96					157
97					157
98					157
99					157
100					157
101					157
102					157
103					157
104					157

105						157
106						157
107						157
108						157
109						157

4 医療職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	1	12	17	24	21	53
2	2	17	18	25	22	54
3	3	21	19	26	23	55
4	4	28	20	27	24	56
5	9	45	22	28	25	57
6	9	45	24	29	26	58
7	9	45	26	30	27	59
8	9	45	28	31	28	60
9	9	45	30	32	29	61
10			32	33	30	62
11			34	34	31	63
12			36	35	32	64
13			40	36	33	65
14			44	37	34	66
15			65	38	35	67
16			72	39	36	68
17			73	40	37	69
18			73	41	38	70
19			73	42	39	71

20			73	43	40	72
21			73	44	41	73
22			73	45	42	74
23			73	47	43	75
24			73	48	44	76
25			73	49	45	77
26			73	50	46	78
27			73	51	47	79
28			73	52	48	80
29			73	54	49	81
30			73	56	50	82
31			73	58	51	83
32			73	60	52	84
33			73	62	53	86
34			73	64	54	88
35			73	66	55	90
36			73	68	56	92
37			73	70	59	93
38			73	85	62	94
39			73	85	65	95
40			73	85	68	96
41			73	85	71	98
42			73	85	74	100
43			73	85	77	102
44			73	85	80	104
45			73	85	84	109
46				85	88	114
47				85	95	119

48				85	102	124
49				85	109	129
50				85	109	134
51				85	109	139
52				85	109	148
53				85	109	157
54				85	109	157
55				85	109	157
56				85	109	157
57				85	109	157
58				85	109	157
59				85	109	157
60				85	109	157
61				85	109	157
62				85	109	157
63				85	109	157
64				85	109	157
65				85	109	157
66				85	109	157
67				85	109	157
68				85	109	157
69				85	109	157
70				85	109	157
71				85	109	157
72				85	109	157
73				85	109	157
74					109	157
75					109	157

76				109	157
77				109	157
78				109	157
79				109	157
80				109	157
81				109	157
82				109	157
83				109	157
84				109	157
85				109	157
86					157
87					157
88					157
89					157
90					157
91					157
92					157
93					157
94					157
95					157
96					157
97					157
98					157
99					157
100					157
101					157
102					157
103					157

104						157
105						157
106						157
107						157
108						157
109						157